

## I 個人情報保護制度のあらまし

### 1 個人情報保護制度の意義

デジタル社会の進展により、市民の個人情報は、経済・社会分野において広範囲に利用されている。個人情報の利用は、各人のニーズに応じたサービスを効率的に提供することを可能にするなど、社会生活の利便性を大きく向上させている。

しかし、その一方で、デジタル技術の活用による個人情報の処理は、個人情報の不当な利用、流出等における危険性を内包しており、近年の個人情報漏えい事件の報道に見られるように、市民の個人情報の保護に対する意識はますます高まり、個人情報の保護は非常に重要なものとなっている。

本市においては、市民の個人情報を保護するため、平成3年に福岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めてきたところであるが、平成15年、国において、公的部門・民間部門における個人情報の保護を目的とする個人情報保護関連5法が制定されたことを踏まえて、市民の権利利益をより一層保護し、市政に対する市民の信頼を確保するため、平成17年に旧条例の全面改正を行った。

その後、令和3年5月に、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和の観点から個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、令和5年度からは本市の個人情報保護制度についても、同法に基づき全国的な共通ルールが適用されることとなった。

### 2 本市の個人情報保護制度のあゆみ

昭和62年 9月	市民及び学識経験者で構成する福岡市情報公開懇話会が、「プライバシーを実効的に保護するため、情報公開制度とは別途に、総合的な個人情報保護制度を確立することが望ましい。」旨の提言を行う。
昭和63年12月	市の局長級等を委員とする福岡市個人情報保護制度研究委員会を設置し、本市の実情にあった個人情報保護制度のあり方について調査研究を行う。 （委員会3回、幹事会2回、専門部会4回開催）
平成2年 1月	福岡市個人情報保護制度研究委員会が、「福岡市個人情報保護制度研究報告書」を取りまとめる。
平成2年 2月	市民及び学識経験者で構成する福岡市個人情報保護制度懇話会を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について調査検討を行う。 （全体会7回開催）
同 10月	福岡市個人情報保護制度懇話会が「福岡市の個人情報保護制度に関する提言」を行う。
平成3年 3月	福岡市個人情報保護条例（平成3年福岡市条例第9号）を公布。
同 10月	同条例を全面施行。
平成12年 3月	成年後見制度の改正に伴い、同条例を一部改正。
平成16年 4月	福岡市個人情報保護審議会に福岡市における個人情報保護制度のあり方について諮問する。

同	11月	福岡市個人情報保護審議会が審議内容を中間的に取りまとめ、市民の意見を募集する。
平成17年	1月	福岡市個人情報保護審議会が「福岡市における個人情報保護制度のあり方について」を答申する。 (全体会4回、部会8回開催)
同	6月	福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)を公布。
同	10月	同条例を施行。
平成19年	6月	労働者派遣契約に基づき本市の業務に従事する派遣労働者の責務及び罰則を定めるため、同条例を一部改正。(同年7月施行)
平成21年	3月	統計法の改正に伴い、同条例を一部改正。
平成22年	3月	実施機関に地方独立行政法人福岡市立病院機構を加えるため、同条例を一部改正。
平成25年	3月	労働者派遣法の法律名称変更に伴い、同条例を一部改正。(公布日施行)
平成27年	10月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、同条例を一部改正。(平成27年10月、28年1月及び29年5月施行)
平成28年	3月	行政不服審査法の全面改正に伴い、同条例を一部改正。(同年4月施行)
平成29年	3月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同条例を一部改正。(同年5月施行)
令和3年	3月	福岡市土地開発公社の解散に伴い、実施機関から同公社を除外するため、同条例を一部改正。(同年4月施行)
令和4年	3月	福岡市個人情報保護審議会に個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について諮問する。
同	11月	福岡市個人情報保護審議会が「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について」を答申する。 (全体会1回、部会8回開催)
同	12月	(仮称)福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する事項(案)を取りまとめ、市民の意見を募集する。
令和5年	3月	福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福岡市条例第8号)を公布。

### 3 本市の個人情報保護制度の概要

令和5年度から適用される個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)及び福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」という。)の主な内容は、以下のとおりである。

#### (1) 総則

##### ① 目的(法第1条)

行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

② 個人情報（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であつて、以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

③ 個人識別符号（法第2条第2項）

以下のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

ア 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

イ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類付される符号

④ 要配慮個人情報（法第2条第3項）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

⑤ 匿名加工情報（法第2条第6項）

特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

⑥ 行政機関等（法第2条第11項）

次に掲げる機関をいう。

ア 行政機関

内閣官房、内閣府、〇〇省、〇〇庁、〇〇委員会、〇〇会議、人事院、会計検査院等

イ 独立行政法人等

法別表第2に掲げる法人を除く。

ウ 地方公共団体の機関（議会を除く。）

知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者、警察本部長及び消防長等

エ 地方独立行政法人

試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。

⑦ 実施機関（条例第2条第2項）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市内の財産区（議会を除く。）及び地方独立行政法人福岡市立病院機構

⑧ 保有個人情報（第60条第1項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、実施機関の職員が組

織的に利用するものとして保有しているものをいう。（行政文書等に記録されているものに限る。）

⑨ 個人情報ファイル（第60条第2項）

保有個人情報を含む情報の集合体であって、以下のものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

⑩ 地方公共団体の責務（法第5条）

国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の特性に応じて、当該区域内の事業所等による個人情報の取扱いを確保するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(2) 行政機関等における個人情報等の取扱い

① 個人情報の保有の制限（法第61条）

法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。

個人情報の利用目的について、どのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

② 利用目的の明示（法第62条）

本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により本人に対し利用目的をあらかじめ明示しなければならない。

③ 不適正な利用及び取得の禁止（法第63条、第64条）

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

④ 正確性の確保（法第65条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

⑤ 安全管理措置（法第66条第1項）

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

⑥ 安全管理措置の準用（法第66条第2項）

委託先等は、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

	主 体	業 務
ア	行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者	当該委託を受けた業務
イ	指定管理者	公の施設の管理の業務
ウ	ア、イに掲げる者から当該ア、イに掲げる業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者	当該委託を受けた業務

⑦ 従事者の義務（法第67条）

次の者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

ア 行政機関等の職員又は職員であった者

イ 法第66条第2項に定める業務に従事している者又は従事していた者

ウ 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

⑧ 漏えい等の報告（法第68条第1項）

保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）規則で定めるものが生じたときは、委員会に報告しなければならない。

⑨ 本人への通知（法第68条第2項）

委員会に報告を要する事態が生じた場合には、本人に対し、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない。

⑩ 利用目的以外の目的のための利用・提供の禁止の原則（法第69条第1項）

「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

⑪ 例外的に利用目的以外の目的のための利用・提供が認められる場合（法第69条第2項）

次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）

イ 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）

ウ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3号）

エ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）

⑫ 個人情報ファイル簿の作成・公表（法第75条）

保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(3) 開示、訂正及び利用停止請求

① 開示請求権（法第76条）

「何人も」自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人による請求が認められている。

② 保有個人情報の開示義務（法第78条、条例第4条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

③ 保有個人情報の存否に関する情報（法第81条）

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

④ 開示決定等の期限（条例第5条、第6条）

下表のとおり

	開示決定等の期限
1 原則 (条例第5条第1項)	開示請求があった日の翌日から起算して7日以内になければならない。
2 正当な理由がある場合 (条例第5条第2項)	事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。
3 大量請求の場合 (条例第6条)	開示決定に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき期間内に開示決定等をし、残りについては相当の期間内に開示決定をすれば足りる。

⑤ 費用の負担（法第89条第2項、条例第7条）

保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する用を負担しなければならない。（例：用紙1枚（片面）モノクロ10円・カラー30円）

⑥ 訂正請求権（法第90条）

「何人も」自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている。

訂正請求の対象となるのは、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報等に限られる。

⑦ 保有個人情報の訂正義務（法第92条）

訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。

⑧ 利用停止請求権（法第98条）

「何人も」自己を本人とする保有個人情報が不適正に取り扱われていると思料するときは、その利用の停止等を請求することができる。また、代理人による請求が認められている。

利用停止請求の対象となるのは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に限られる。

⑨ 保有個人情報の利用停止義務（法第100条）

利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

⑩ 開示請求をしようとする者への情報提供（法第127条）

開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない。

⑪ 苦情処理（法第128条）

個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口の設置及び国民への周知、苦情処理に係る組織体制の整備等を行うことにより適切かつ迅速な処理に努める必要がある。

⑫ 審査請求等（法第105条及び第106条、条例第14条）

ア 開示決定等に不服がある者や、開示請求等をした者で、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、開示決定等に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

イ アの審査請求については、審理員による審理手続等に関する規定は、適用しない。

ウ 審査請求に係る審査庁は、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

エ 審査庁は、個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、答申があつ

た日の翌日から起算して30日以内に、審査請求に対する裁決をしなければならない。

(4) 福岡市個人情報保護審議会

① 所掌事務（条例第17条）

- ア 審査請求に係る諮問に応じ調査審議すること
- イ 個人情報の取扱いに係る諮問に応じ調査審議すること

② 個人情報の取扱いに係る諮問事項（条例第16条）

- ア この条例の改廃
- イ 個人情報の取扱いに関する運用上の細則
- ウ 特定個人情報保護評価における第三者点検

(5) 行政機関等匿名加工情報の提案募集

① 提案の対象となる行政機関等匿名加工情報（法第60条及び第110条）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表しなければならない。

- ア 個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイル
- イ 情報公開請求があれば全部又は一部公開されるもの
- ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの

② 提案の募集及び提供（法第111条～第116号）

提案募集に対して、事業者等から提案があった場合には、法令に定める審査基準に適合するか審査の上、適合する場合は、事業者等と利用契約を締結した後、法令に定める基準に従って作成した行政機関等匿名加工情報を提供する。

③ 利用に係る手数料（法第119条、例第15条）

納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額。

- ア 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円。
- イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額。

(6) 委員会による監視・監督等

① 施行状況の報告（条例第165条）

委員会は、法律の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表する。

(7) 罰則

① 実施機関の職員等に対する罰則（法第176条～第181条）

	主体	対象情報	行為	量刑
ア 法第176条	・職員等（であった者） ・受託事務に従事している者（していた者）	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル	正当な理由がないのに提供	2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
イ 法第180条	・公の施設の指定管理業務に従事している（していた者） ※再委託先等の業務従事者や行政機関等における派遣労働者も対象	業務に関して知り得た個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は利用（盗用）	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
ウ 法第181条	職員等	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を乱用して、専らその職務の要以外の要に供する目的で収集	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

② 個人情報保護審議会の委員に対する罰則（施行条例第33条）

個人情報保護審議会の委員が守秘義務に違反したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する

③ 開示制度を不正に利用した者に対する罰則（法第185条）

偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。